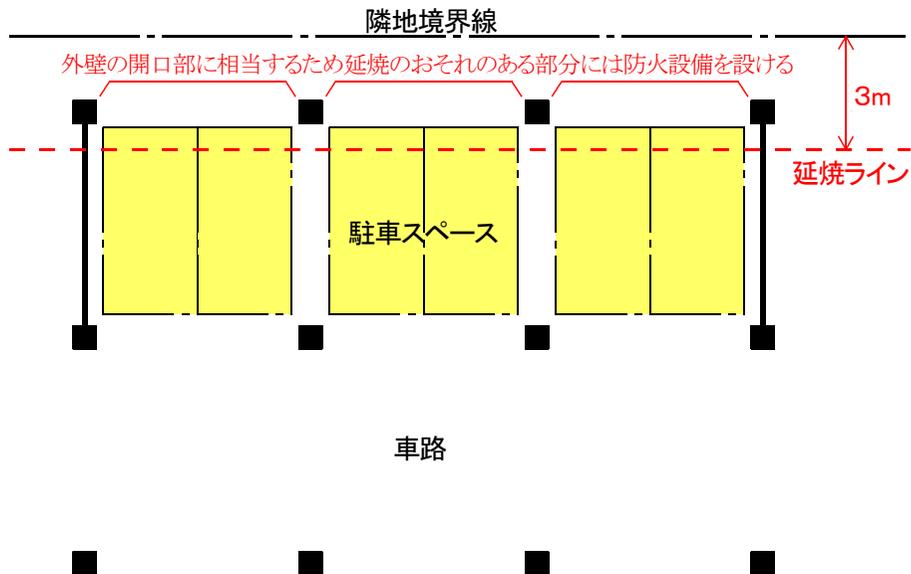


延焼のおそれのある部分にあるピロティ駐車場の防火設備の設置



外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の設置を要する耐火建築物において、**ピロティ駐車場(開放自動車庫)の開放部**が、延焼のおそれのある部分にある場合、開放部は「外壁の開口部」に相当するので、建築基準法第2条第九号の二に規定する**防火設備の設置が必要**となる。

ただし、誘導車路その他もっぱら**通行の用に供し通常車を駐留させない部分**にあっては、**この限りではない**。

参考:「昭和48年住指発第110号 開放自動車庫の開放部の取扱いについて」

「さいたま市建築基準法取扱集 令和3年3月」